

【表
紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年3月7日提出
【発行者名】	アイエヌジー投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役ダグラス・リー・ハイマス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート
【事務連絡者氏名】	高橋英則
【電話番号】	03 - 5210 - 0646
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】	ING・インドネシア株式ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券 の金額】	継続募集額1,000億円を上限とする。（平成25年3月8日か ら平成26年3月6日まで）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ING・インドネシア株式ファンド
以下「当ファンド」といいます。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるアイエヌジー投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

^{*} 本書において、「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00土、日、祝日、年末年始を除く）

委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

(5)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金^{*}あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の3.675%（税抜き 3.5%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

^{*} 取得申込金額とは、1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00土、日、祝日、年末年始を除く）

自動けいぞく投資コースによるお申込の場合の収益分配金は自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00土、日、祝日、年末年始を除く）

(7) 【申込期間】

平成25年3月8日（金）から平成26年3月6日（木）まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問い合わせになるか、委託会社のホームページでご覧下さい。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00土、日、祝日、年末年始を除く）

委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日にかかる発行価額の総額を、受託会社の当ファンドにかかる口座に払い込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前（8）をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

申込みの受付は原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。また、下記の証券取引所・銀行の休場日・休業日においては取得の申込みを受けないものとします。

（平成25年4月25日まで）

インドネシア証券取引所の休場日

インドネシアの銀行休業日

香港の銀行の休業日

（平成25年4月26日以降 ただし、ING・インドネシア株式マザーファンドの投資信託約款の変更が書面決議により可決されることを前提にしています。）

インドネシア証券取引所の休場日

インドネシアの銀行休業日

シンガポールの銀行の休業日

信託財産の効率的な運用に資するため委託会社が必要と認めるとき、または取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する〈自動けいぞく投資コース〉と、収益の分配が行われる毎に収益分配金を受益者に支払う〈一般コース〉があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、コース名は申込取扱場所により異なる場合があります。

〈自動けいぞく投資コース〉を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします（以下同じ。）。

申込金額には利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）へ

の記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

ING・インドネシア株式マザーファンドの投資信託約款の変更について

当ファンドの主要投資対象であるING・インドネシア株式マザーファンドについて投資信託約款の変更を予定しています。

<投資信託約款の変更内容>

ING・インドネシア株式マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先（投資顧問会社）をアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド（香港）からライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドに変更します。

<投資信託約款の変更理由>

現在、ING・インドネシア株式マザーファンドの運用指図に関する権限は、アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド（香港）に委託しております。この度、同社において業務の戦略的な見直しが行われるのに対し、ING・インドネシア株式マザーファンドの運用成果のさらなる向上を目指すため、東南アジア地域の株式運用に定評があるライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドに運用委託先を変更いたします。なお、運用委託先の変更後もING・インドネシア株式マザーファンドの目的や基本的な性格等に変更はありません。

上記の投資信託約款の変更は書面決議での可決をもって平成25年4月26日に適用される予定です。

なお、書面決議についての議決権の行使は平成25年3月11日時点の受益者（3月7日までにING・インドネシア株式ファンドの購入のお申込みをされた受益者）を対象としております。3月8日以降に購入のお申込みをされた受益者は議決権行使の対象としておりません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ING・インドネシア株式ファンドは追加型投信 / 海外 / 株式に属しています。

追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外 / 株式とは、投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

下記は一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドに該当する商品分類と属性区分を白抜きで表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり（フルヘッジ）
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回（隔月）	欧州		
債券	年12回（毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（株式））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

その他資産（投資信託証券（株式））とは、投資信託約款において投資信託証券（当ファンドの場合はING・インドネシア株式マザーファンド）を通じて主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域のアジアとは、投資信託約款において、実質組入れ資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

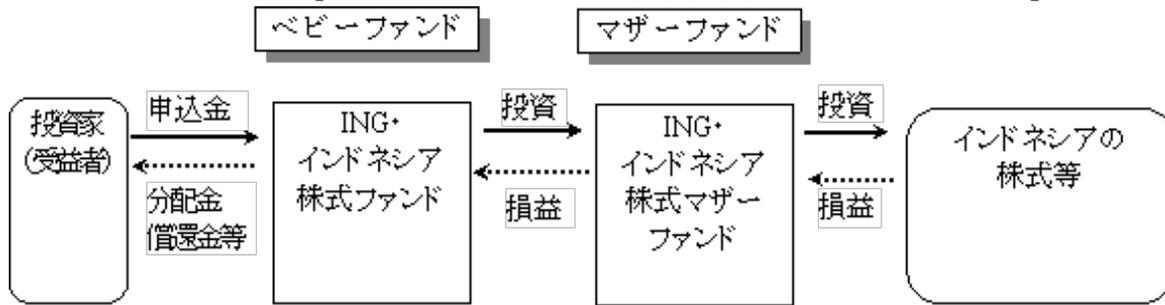
投資対象地域のエマージングとは、投資信託約款において、実質組入れ資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類、属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資することによりその実質的な運用を行う仕組みです。

[ING・インドネシア株式ファンドにおける運用の仕組み]



「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

< 信託金の限度額 >

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を上限として信託金を追加することができます。
委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

豊富な天然資源と恵まれた労働力を擁し、今後の成長が期待されるインドネシアの株式等に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指します。

マザーファンドの運用は、アジアで豊富な経験と実績を持つアイエヌジー・インベストメント・アジアパシフィック・リミテッド（香港）のアジア株式運用チームが行います。INGグループが持つアジア拠点の調査体制を活用し、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

ING・インドネシア株式マザーファンドの投資信託約款の変更にかかる書面決議での可決を前提に、平成25年4月26日以降はアイエヌジー・インベストメント・アジアパシフィック・リミテッド（香港）に代わって、ライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドがマザーファンドの運用を行う予定です。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。当ファンドはマザーファンドを通じて外貨建株式等に投資を行いますので、外国通貨と円との為替変動の影響を受けます。

ジャカルタ総合指数を参考指数とします。なお、当ファンドは参考指数への連動や参考指数を上回ることを目標とするファンドではありません。当ファンドの運用成果は参考指数と乖離する場合があります。

下記の休場日・休業日を除き、原則としていつでもお申込・ご換金を受付けます。

（平成25年4月25日まで）

インドネシア証券取引所の休場日

インドネシアの銀行休業日

香港の銀行の休業日

（平成25年4月26日以降 ただし、ING・インドネシア株式マザーファンドの投資信託約款の変更が書面決議により可決されることを前提にしています。）

インドネシア証券取引所の休場日

インドネシアの銀行休業日

シンガポールの銀行の休業日

年2回決算を行い、収益分配方針に基づき収益の分配を行います。

(追加的記載事項)

インドネシアのご紹介

ピンタン島
90年代から開発が進むリゾート地。ボーキサイトの産地としても知られる

バンドン
ジャワ島西ジャワ州の州都で商業、芸術、教育の中心地

ジョグジャカルタ
ポロブール仏教遺跡、プランバナン寺院といった世界遺産があるインドネシア最大の観光地のひとつ

インドネシア

ジャカルタ
インドネシアの首都で同国最大の都市。東南アジア諸国連合(ASEAN)の事務局を抱える東南アジア有数の国際都市

スラバヤ
インドネシア第2の都市であり、東ジャワ州の州都

バリ島
世界有数のリゾートアイランド。島民の9割がバリ・ヒンズーの信者であり、独自の文化を色濃く残す

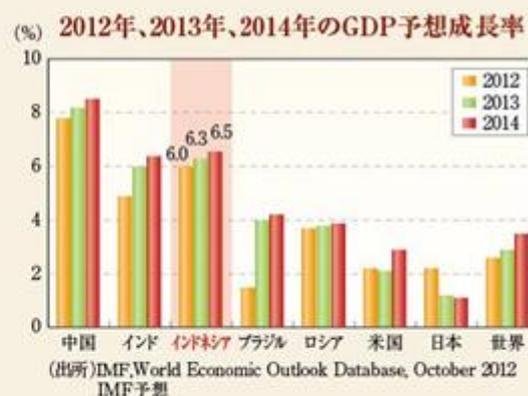
面 積	約189万平方キロメートル(日本の約5倍)
人 口	約2億3,800万人(2010年政府推計、世界第4位、アジア第3位)
首 都	ジャカルタ(人口約960万人:2010年政府推計)
主 要 産 業	製造業(輸送機器、飲食品など)、農林水産業(パーム油、ゴムなど)、商業・ホテル・飲食業、銅業(LNG、石炭、ニッケル、すず、石油など)
通 貨	インドネシア・ルピア 100インドネシアルピア=0.90円
言 語	インドネシア語
宗 教	イスラム教、キリスト教、ヒンズー教ほか
格 付 け	Baa3/BB+/BBB-(ムーディーズ/S&P/フィッチ、自国通貨建て長期債格付け)

(出所) 外務省、ブルームバーグ 2012年12月末現在

高成長を続けるインドネシア

「世界第4位の人口」と「多様かつ豊富な天然資源」を擁するインドネシアは、高い潜在成長力を有しています。過去5年間の実質GDP平均成長率は5.9%^{*}と比較的高水準の成長を続けており、今後も高い経済成長が見込まれていることから、世界経済の新たなけん引役として期待されています。

※2008年～2012年の5年間の単純平均(出所)IMF World Economic Outlook Database, October 2012



上記データは、アイエヌジー投信が信頼できると判断したデータを基に作成しておりますが、情報等の正確性および将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

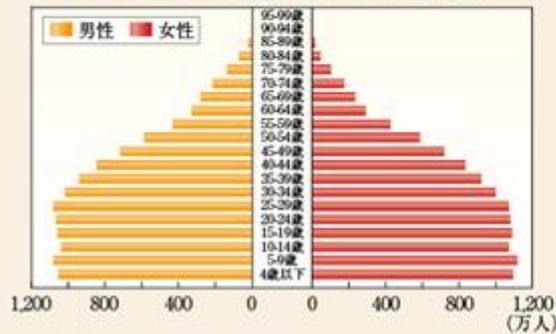
上記の内容はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

世界第4位の人口

豊富な労働力

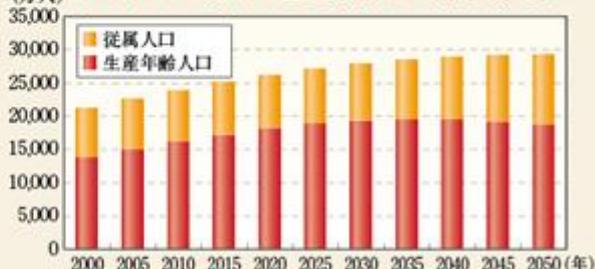
インドネシアは世界第4位となる約2億4,000万人の人口を擁し、中長期的に人口の増加が見込まれています。人口増加は将来労働力が潤沢に供給されることを意味しており、経済成長にとってプラスの要因であると考えられています。

インドネシアの人口構成(2015年推計値)



(出所)国際連合 World Population Prospects: The 2010 Revision (中位推計)

インドネシアの総人口と生産年齢人口の推移(予想)



(出所)国際連合 World Population Prospects: The 2010 Revision (中位推計)

従属人口: 0歳から14歳までの年少人口と、65歳以上の老年人口を合計した人口
生産年齢人口: 15歳から64歳までの人口。労働市場において中核を担う層

巨大な消費市場としての可能性

人口大国であるインドネシアは巨大な消費市場としても注目されています。今後中間所得層のさらなる拡大などに伴って、中長期的に消費市場の拡大が本格化することが期待されています。

日本の一人当たりのGDPの推移とインドネシア、BRICsの現状(2011年値、米ドル)



(出所)World Development Indicators database, World Bank, Last Update 8 January 2013のデータを基にアイエヌジー投信作成

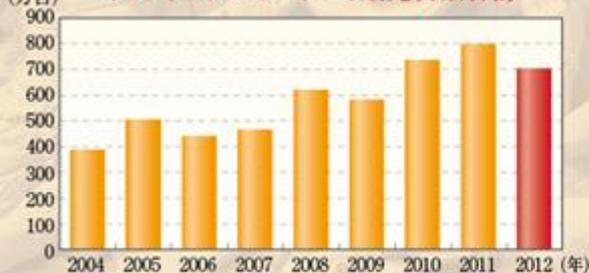
インドネシアの世帯可処分所得別家計人口の推移(予想)



(出所)経済産業省 通商白書2010、国際連合 World Population Prospects The 2010 Revision (中位推計)

備考:世帯可処分所得別の家計人口。各所得層の家計比率×人口で算出。世帯年間可処分所得が、富裕層:35,000ドル以上、中間所得層:5,000ドル以上~35,000ドル未満、低所得層:5,000ドル未満

インドネシアのオートバイ販売台数合計



(出所)ブルームバーグ

豊富で良質な労働力と巨大な消費市場としての魅力から、インドネシアは海外展開先として関心が高く、これまでに1,200社以上の日系企業が進出しています。

日系企業の主な進出例

自動二輪	スズキ、ヤマハ発動機	化学	花王、ユニチャーム	ガラス	旭硝子
自動車	トヨタ自動車、本田技研	食料品	味の素、日清食品	倉庫	三菱倉庫
繊維製品	帝人	電気機器	パナソニック、日本電気	金融	三井住友銀行

(出所)ジェトロホームページ(2012年9月時点、ジェトロ・ジャカルタ調べ)、各社ホームページ

上記は、参考情報であり、いかなる有価証券等の売上の勧誘等を目的としたものでもなく、一般的または特定の投資助言を意図するものでもありません。

多様かつ豊富な天然資源

インドネシアは国土面積が広く、鉱物資源やエネルギー資源に恵まれ、一次エネルギーの自給率は100%を大きく超えています。

農産物も豊かで天然ゴム、パーム油などの世界的な生産国であり、アジア有数の資源大国といえます。

インドネシアの主な天然資源の生産高と世界シェア

	生産高	シェア	順位
パーム油	2,153万トン	47.8%	第1位
すず鉱	5.6万トン	21.1%	第2位
天然ゴム	298万トン	27.2%	第2位
ニッケル鉱	20.3万トン	14.5%	第2位
石炭	2.5億トン	4.6%	第5位
銅鉱	87.2万トン	5.5%	第5位
金鉱	12万キログラム	4.7%	第7位
天然ガス	3,568千兆ジュール	2.8%	第8位

(出所)世界国勢国会2012/2013、2010年データ、天然ガスは推定、ニッケル鉱、石炭は2009年、天然ゴムは2011年

各国の一次エネルギー自給率



(出所)世界国勢国会2012/2013、2009年データ
※一次エネルギーは、石炭、原油、天然ガス、原子力、水力、地熱、その他(太陽光、風力など)、バイオ燃料と廃棄物

中国やインドといった新興国の資源需要の拡大が、資源供給国であるインドネシアの成長の追い風になっています。

インドネシアの主な輸出相手国と輸出額



(出所)インドネシア中央統計局のデータを基にアイエヌジー投信作成

インドネシアの主な輸出品目と構成比

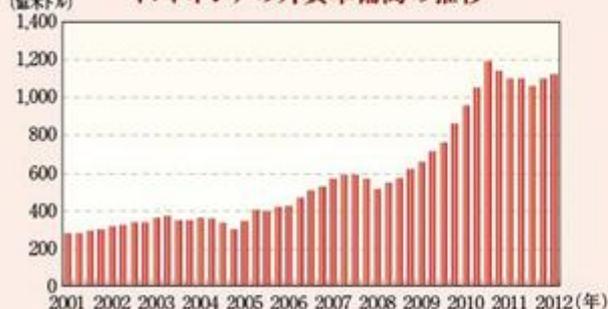
品目	金額(億米ドル)	構成比
鉱物性燃料	274.4	13.5%
動植物性油脂	216.6	10.6%
ガス	228.7	11.2%
原油	138.2	6.8%
電気機器・部品	111.5	5.5%
ゴムおよび同製品	143.5	7.0%
鉱石・スラグ・灰	73.4	3.6%
石油製品	49.0	2.4%

(出所)ジェトロ 2011年データ

インドネシア国債の格付について

内需主導で持続的な経済成長と、財政ポジションの改善を背景に、2011年12月にフィッチ・レーティングスが、2012年1月にはムーディーズ・インベスターズ・サービスがインドネシア国債の格付けを投資適格級へ引き上げました。

インドネシアの外貨準備高の推移



(出所)ブルームバーグ

主要格付機関のインドネシアの自国通貨建長期債格付け推移



(出所)ブルームバーグ S&P、ムーディーズホームページのデータを基にアイエヌジー投信作成 格付はS&Pの表示形式で表示

上記データは、アイエヌジー投信が信頼できると判断したデータを基に作成しておりますが、情報等の正確性および将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

上記の内容はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

発展が期待される株式市場

インドネシア株式市場は、欧州債務問題を背景とした景気減速懸念から世界の株式市場が軟調に推移するなか好調な経済に支えられ相対的に底堅く推移しました。また、日本、米国などの先進国と比べると、インドネシア株式市場の時価総額は経済規模に対して依然として小さく、今後の発展が期待されます。

代表的な株価指数の推移



(出所) MSCI Barra, ブルームバーグ

期間: 2007年12月末～2012年12月末。

※ 2007年12月末を100として指数化。インドネシア株式ジャカルタ総合指数(ドル換算ベース)、BRICs株式MSCI BRICインデックス(米ドル換算ベース)、先進国株式MSCI ワールド・インデックス(米ドルベース) MSCIインデックスは、MSCIインクが公表している株式を対象とした指数であり、その著作権等の知的財産権その他一切の権利は、同社に帰属します。

左記のデータは過去のものであり、将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

各国の株式時価総額対GDP比

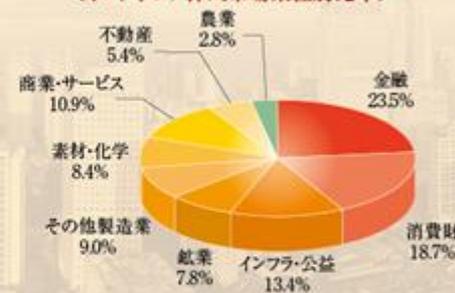


(出所) ブルームバーグおよびIMF World Economic Outlook Database, October 2012の2013年予想GDPを基にアイエヌジー投信が作成 2012年12月末時点

<ご参考>インドネシア株式市場について

- ・ 上場企業数 459社
- ・ 時価総額 約4,127兆ルピア(約37兆円*)

<インドネシア株式市場業種別比率>



(出所) Indonesia Stock Exchange IDX Monthly Statistics 2012年12月末現在
*100ルピア=0.90円で円換算

上記は、参考情報であり、いかなる有価証券等の売買の勧誘を目的としたものでもなく、一般的または特定の投資助言を意図するものでもありません。

当ファンドの運用会社について

当ファンドの実質的な運用は、アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド(香港)が行っておりますが、2013年4月26日を実施日として、運用指図に関する権限の委託先(投資顧問会社)をライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドに変更する予定です。*

ライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドについて

ライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドは、シンガポールの大手金融グループであるOCBCグループに属する東南アジア最大規模の資産運用会社です。

OCBCグループについて

ライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドの親会社であるOCBC(オーバーシー・チャイニーズ銀行)グループは、15の国や地域で事業を展開するシンガポールの総合金融グループで、OCBC銀行は、「ブルームバーグ・マーケット」誌が発表する「世界で最も強固な銀行ランキング」において2011年、2012年と2年連続で第1位に選出されています。

※投資顧問会社の変更は投資信託約款の内容の重大な変更等に該当するため、投資信託約款の規定に従って、受益者の同意による書面決議により行われます。

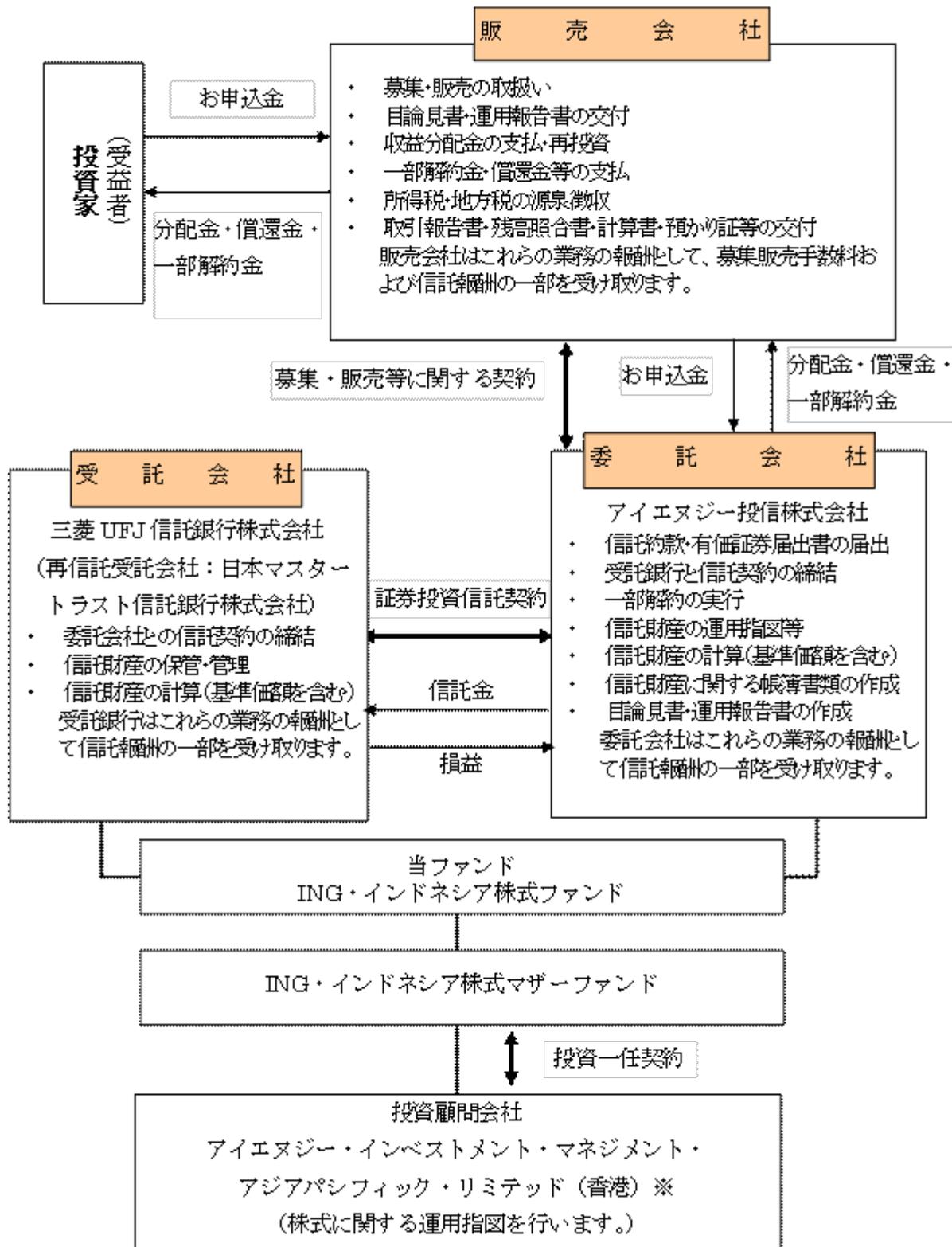
上記データは、アイエヌジー投信が信頼できると判断したデータを基に作成しておりますが、情報等の正確性および将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

上記の内容はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成21年11月30日 当初設定、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ING・インドネシア株式マザーファンドの投資信託約款の変更にかかる書面決議での可決を前提に、平成25年4月26日以降はアイエヌジー・インベストメント・アジアパシフィック・リミテッド（香港）に代わって、ライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドが投資顧問会社となる予定です。

< 契約の主要な内容 >

募集・販売等に関する契約（委託会社と各販売会社の契約）

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金及び一部解約金の支払等に関する契約

証券投資信託契約(委託会社と受託会社間の契約)

証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約

投資一任契約(委託会社と投資顧問会社間の契約)

委託会社より運用権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

< 委託会社の概況(本書提出日現在) >

資本金 4億8,000万円

沿革

平成11年9月8日	アイエヌジー投信株式会社設立
平成11年9月30日	証券投資信託委託業の認可取得(金融再生委員会第16号)投資顧問業の登録(関東財務局長第884号)
平成12年11月30日	投資信託及び投資法人に関する法律の平成12年法97附則第9条に基づく投資信託委託業のみなし認可
平成17年8月31日	投資一任契約に係る業務の認可取得(内閣総理大臣第56号)
平成19年9月30日	金融商品取引業のみなし登録(関東財務局長(金商)第300号)
平成21年1月5日	第一種金融商品取引業の業務開始

大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
アイエヌジー・インベストメント・マネジメント(アジア・パシフィック)・ビー・ヴィ	オランダ王国ハーグ市2595AS スケルクカード65	9,350株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ING・インドネシア株式マザーファンドへの投資を通じて信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

投資態度

ING・インドネシア株式マザーファンド受益証券への投資を通じインドネシアの企業の株式（預託証券（DR）を含みます。）に投資します。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ジャカルタ総合指数を参考指数とします。なお、当ファンドは参考指数への連動や参考指数を上回ることを目標とするファンドではありません。当ファンドの運用成果は参考指数と乖離する場合があります。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質組入割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

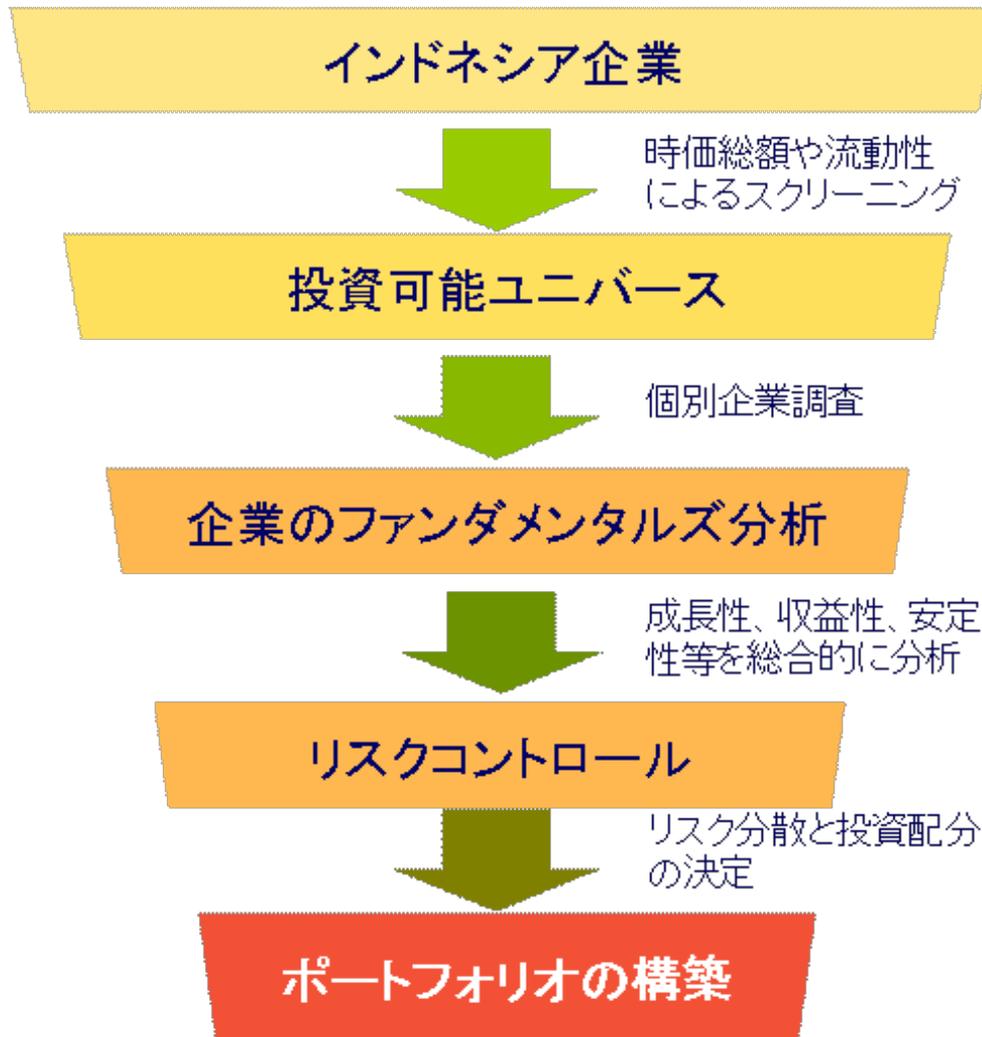
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質組入割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質組入割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

株式投資プロセス

ING・インドネシア株式マザーファンドの投資銘柄選定プロセス

ボトムアップ・アプローチにより、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択し、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味して、ポートフォリオを構築します。



※上記の運用プロセスは本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象となる資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（信託約款第15条）

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a有価証券

bデリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条、第25条および第26条に定めるものに限り、）

c金銭債権

d約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

a為替手形

委託会社は、信託金を、主として、アイエヌジー投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたING・インドネシア株式マザーファンドの受益証券および下記の有価証券

(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。(信託約款第16条第1項)

a株券または新株引受権証書

b国債証券

c地方債証券

d特別の法律により法人の発行する債券

e社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

g特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

h協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

i特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

jコマーシャル・ペーパー

k新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

l外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

m投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

n投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

o外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

pオプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

q預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

r外国法人が発行する譲渡性預金証書

s指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

t抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

u貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

v外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、aの証券または証書およびlならびにqの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bからfまでの証券およびlならびにqの証券または証書のうちbからfまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、mの証券およびnの証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。(信託約款第16条第2項)

a預金

b指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

cコール・ローン

d手形割引市場において売買される手形

e貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

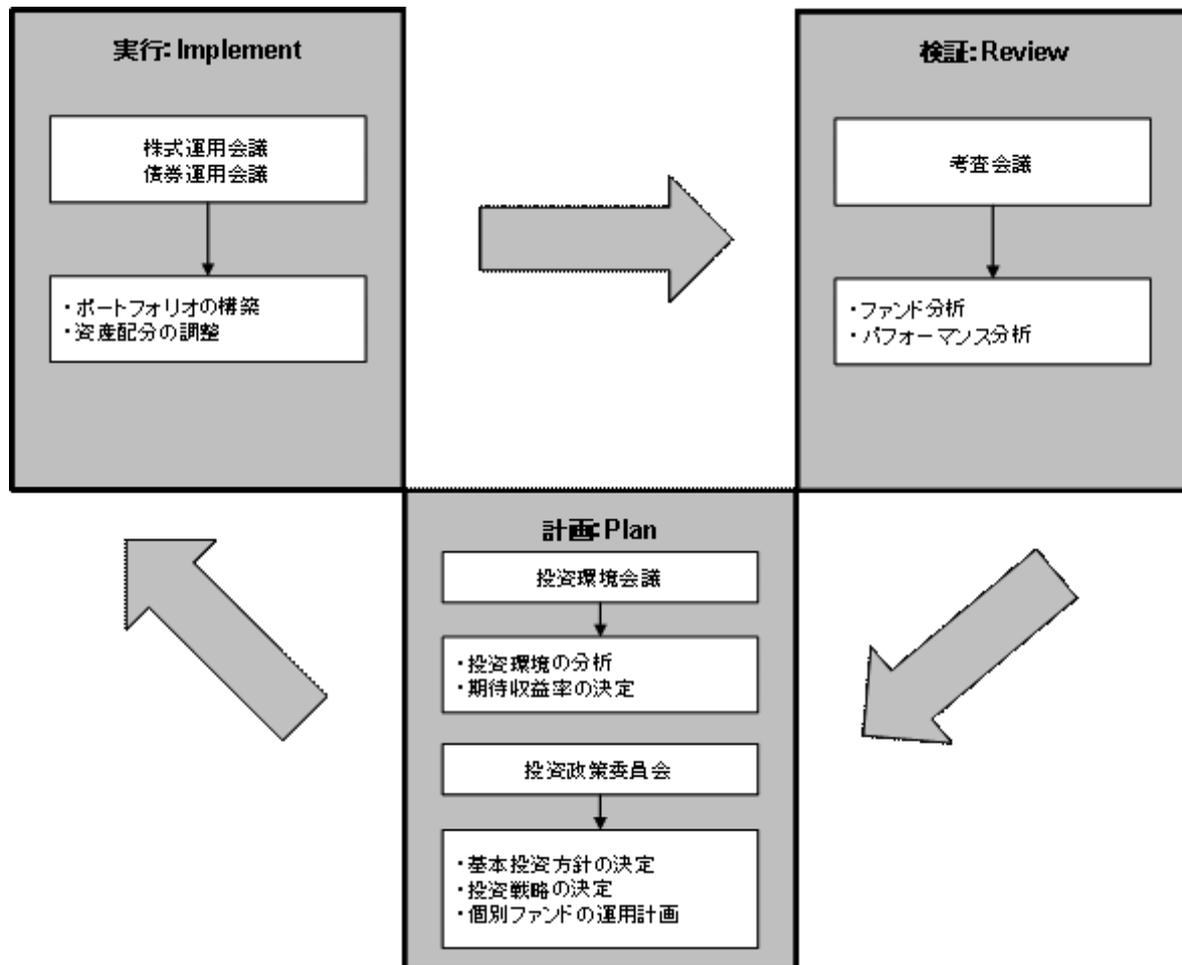
f外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前 に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

(3)【運用体制】

運用体制

委託会社の運用体制は、以下の通りとなっております。本書提出日現在、30名程度が当該業務に従事しております。



「計画：Plan」

月次で開催される投資環境会議の主な内容は下記の通りです。

- 為替、株式、債券、商品市場の過去1ヶ月の動きを検証
- 株式、債券のバリュエーションを検討
- マクロ経済シナリオを決定
- 各資産クラスの今後3ヶ月、12ヶ月の期待収益率を決定

投資政策委員会は当委員会規則に基づき、月次で開催されます。主な内容は下記の通りです。

- 投資方針を承認
- 投資実績の報告
- ファンドの運用計画書の承認
- 複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定

「実行：Implement」

日次で開催される株式運用会議の主な内容は下記の通りです。

- 運用計画の実施・調整
- リサーチ結果の討議
- リサーチの優先順位策定

モデル・ポートフォリオの見直し

その他運用関連事項

週次で開催される債券運用会議の主な内容は下記の通りです。

運用計画の実施・調整

クレジット関連の討議

その他運用関連事項

「検証：Review」

月次で開催される考査会議の主な内容は下記の通りです。

ファンドのパフォーマンス（対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等）を検証

ファンドパフォーマンスの要因分析

委託会社はING・インドネシア株式マザーファンドの運用指図に関する権限をアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド（香港）に委託します。運用計画の策定、運用状況の検証、権限の委託先の管理等は委託会社の委託運用部が行います。

ING・インドネシア株式マザーファンドの投資信託約款の変更にかかる書面決議での可決を前提に、平成25年4月26日以降はアイエヌジー・インベストメント・アジアパシフィック・リミテッド（香港）に代わって、ライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドにING・インドネシア株式マザーファンドの運用指図に関する権限を委託する予定です。

< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務部が事故報告書を作成し、コンプライアンス・リスクマネジメント部コンプライアンス・オフィサー宛に提出します。事故報告書は、月次のコンプライアンス委員会にて検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

コンプライアンス・リスクマネジメント部は、定期的に受託会社の財務内容等を調査し、受託業務を遂行するに十分な財政的基盤を維持していることを確認します。また、年次にて受託会社より監査法人が作成した「内部統制の整備及び運用状況報告書」を徴求し、受託会社の内部統制が受託業務を遂行するにつき十分な水準であることを確認します。

(4) 【分配方針】

毎決算時（決算日をいいます。決算日は毎年の6月7日および12月7日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入（繰越分を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の

場合は、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針について

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

信託約款における投資制限

a投資信託証券への投資制限（信託約款第16条第4項）

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質的な投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

b投資する株式等の範囲（信託約款第20条）

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 前(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

c同一銘柄の株式等への投資制限（信託約款第21条）

(a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(b) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d信用取引の指図範囲（信託約款第22条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

(b) (a)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株式について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

株式分割により取得する株券

有償増資により取得する株券

売出しにより取得する株券

信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

e先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第23条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

fスワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第24条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

g金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第25条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全

部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

h各種派生商品の店頭取引の運用指図（信託約款第26条）

- (a) 委託会社は信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、次に掲げる取引（以下、hにおいて店頭取引といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに規定する取引をいいます。以下同じ。）
 - 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに規定する取引をいいます。以下同じ。）
 - 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに規定する取引をいいます。以下同じ。）
 - 店頭金融先物取引（金融商品取引法第2条第22項に規定する取引をいいます。以下同じ。）
- (b) 店頭取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 店頭取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。

i有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第27条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の要件の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) (a) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

j有価証券の空売りの指図および範囲（信託約款第28条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または信託約款第29条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図ができるものとします。
- (b) (a) の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

k有価証券の借入れ（信託約款第29条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (b) (a) の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b) の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

l特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m外国為替予約の指図および範囲（信託約款第31条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする為替予約の指図についてはこの限りではありません。
- (c) (b) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

n資金の借入れ（信託約款第38条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%をこえないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

「投資信託及び投資法人に関する法律」における投資制限

同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の総数が当該株式の発行済総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

【参考】 「ING・インドネシア株式マザーファンド」の投資方針

(1) 基本方針

主にインドネシアの株式に投資し、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

(2) 運用方針

投資対象

インドネシアの企業の株式（預託証券（DR）を含みます。）を主要投資対象とします。

投資態度

a株式への投資にあたっては、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

b株式（預託証券（DR）を含みます。）への投資比率は、高位を維持することを基本とします。ただし、現地市場が休場の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引下げることがあります。

c外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

dアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド（香港）に運用の指図に関する権限の一部または全部を委託します。

ING・インドネシア株式マザーファンドの投資信託約款の変更にかかる書面決議での可決を前提に、平成25年4月26日以降はアイエヌジー・インベストメント・アジアパシフィック・リミテッド（香港）に代わって、ライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドに運用の指図に関する権限の一部または全部を委託する予定です。

eジャカルタ総合指数を参考指数とします。なお、当マザーファンドは参考指数への連動や参考指数を上回ることを目標とするファンドではありません。当マザーファンドの運用成果は参考指数と乖離する場合があります。

f資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

(3) 運用制限

a株式への投資割合には制限を設けません。

b外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

d同一銘柄の株式への組入割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

e同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への組入割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

f同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの組入割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、外貨建株式など値動きのある証券に投資し、為替ヘッジを行いませんので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関で当ファンドを購入された場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当ファンドの受益権の取得申込者は、当ファンドに係るリスク（以下の記載は当ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。）を十分に認識していただきますよう、お願いいたします。

a価格変動リスク

株式等は企業の業績、経済・政治動向、需給関係、その他の要因によりその価格が変動します。

b信用リスク

株式等の発行体の企業の倒産または財務状況の悪化等により、当該企業の株式の価格は大きく値下がりし、または全く価値のないものになる可能性があります。

c為替変動リスク

当ファンドは、主として外貨建資産に実質的に投資を行いますので、為替変動リスクがあります。当ファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受け、投資している通貨に対し円高になることが当ファンドの基準価額の下落要因となります。

dカントリーリスク

一般に株式等への投資は、その国の政治・経済動向、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象株式等の発行国・地域の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。また、エマージング・マーケット（新興国市場）は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、前記各リスクが大きくなる傾向があります。また、情報開示制度や決済システム等が十分でない場合があることから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これらにより、当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

e流動性リスク

株式等の有価証券を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、売買しようとする株式等の流通量が少ない場合等には、当ファンドが最適と考えるタイミング・価格で売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が少なくなったり、または、被る損失が増加したりする可能性があります。

f解約資金の流出に伴うリスク

大量の解約資金を手当てするために保有する株式等を売却する場合、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。さらに、当ファンドはファミリーファンド方式による運用のため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によっても当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。また、売却した株式等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約金の支払いに対応する場合があります。その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

g換金性が制限されるリスク

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。投資対象国の政治・経済情勢の変化等による取引所における取引の停止、為替取引の停止、海外送金の制限、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。

h投資対象に係る留意点

当ファンドは、特定の国・地域に絞った銘柄選定を行い、ポートフォリオを構築しますので、株価変動、信用、為替変動、流動性リスクが相対的に大きくなる傾向にあり、株式市場全体の動きと当ファンドの基準価額の動きが大きくなる場合があります。

(2) リスク管理体制

委託会社の投資リスクの管理体制は以下の通りです。法令・規則の変更等への対応につきましては、適宜適切に対応しております。

日常のリスク管理

投資に関するリスクは、CIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）およびコンプライアンス・リスクマネジメント部によって、定期的にモニターされております。売買執行の管理については、売買執行をファンドマネージャーとは原則として別のトレーダーが行い、相互牽制機能を働かせています。また、日々コンプライアンス・リスクマネジメント部が売買伝票をチェックし、その内容について適正かどうかの管理がなされております。

考査会議（月次）

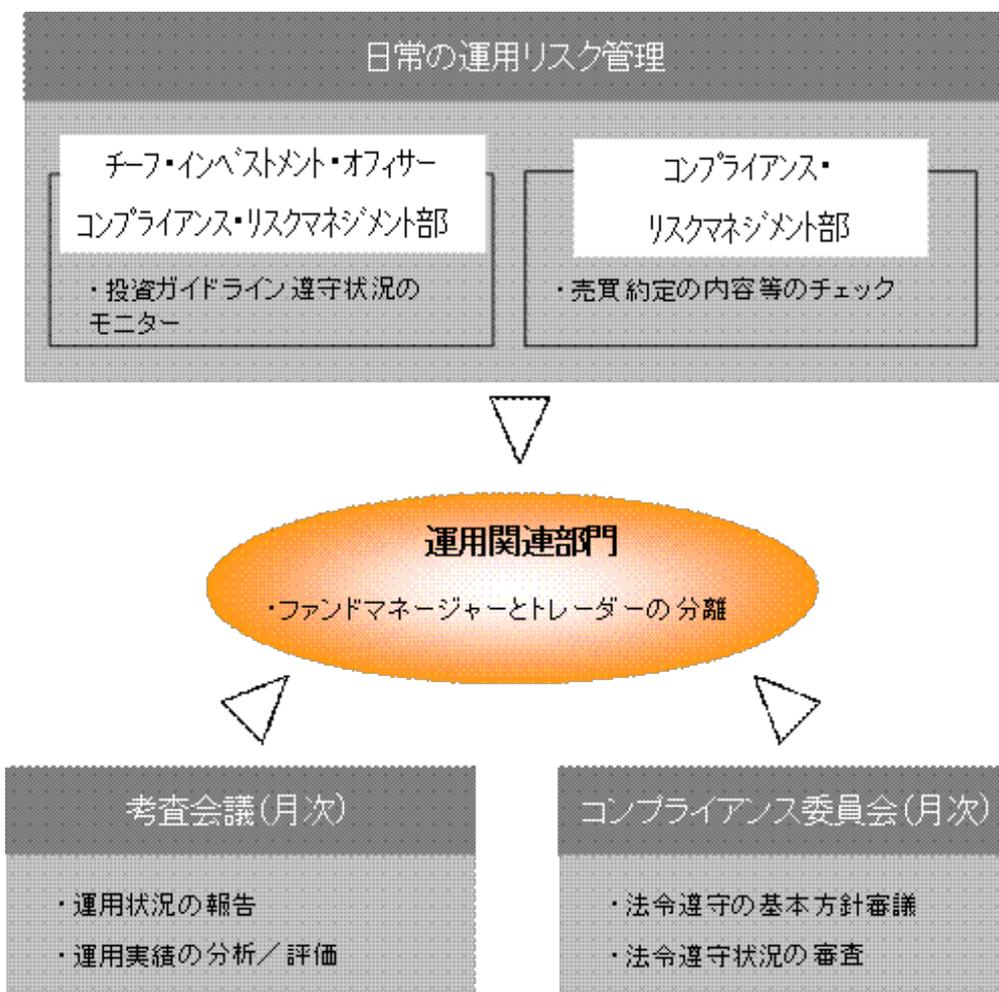
ファンドの信託財産に関し、運用状況の報告、運用実績の分析および評価について考査します。

コンプライアンス委員会（月次）

会社全般の法令遵守および業務リスク管理に関する基本方針を審議、決定すると共に、法令遵守状況や業務リスクの状況を審査します。

種類	管理の頻度	管理方法
売買発注	日次	コンプライアンス・リスクマネジメント部が売買伝票を日々チェック
投資ガイドライン	月次・日次	CIOおよびリスク管理部門により定期的にモニター
考査会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守・業務リスク状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス・リスクマネジメント部が関係者に連絡し、電子メール等により周知、また必要に応じ説明会を開催

ファンドのリスク管理体制



4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金^{*}あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の3.675%（税抜き 3.5%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

^{*} 取得申込金額とは、1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれません。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00土、日、祝日、年末年始を除く）

販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、信託終了前のご換金の際に「信託財産留保額」をご負担いただきます。詳細は「第2 管理及び運営」の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年1.785%（税抜き年1.7%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産額に対し 年率0.8715%（税抜き 0.83%）
	販売会社 当該純資産額に対し 年率0.84%（税抜き 0.80%）
	受託銀行 当該純資産額に対し 年率0.0735%（税抜き 0.07%）

上記の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

委託会社が受ける信託報酬にはING・インドネシア株式マザーファンドの運用委託先への報酬（年率0.415%以内）が含まれています。

(4) 【その他の手数料等】

組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託報酬および売買委託手数料に対する消費税等相当額（5%）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産保管に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用、ファンドの借入金利息ならびに借入れの手続きにかかる費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、当該計算期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額、もしくは固定額を毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

ファンドの申込手数料、信託報酬等、その他の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配金について >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として10.147%（所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、平成26年1月1日からは上記の10.147%の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）

<一部解約金、償還金について>

一部解約時および償還時の差益（一部解約時および償還時の価額から取得費（税込申込手数料を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなして10.147%（所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10.147%（所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。また、平成26年1月1日からは上記の10.147%の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、7.147%（所得税7% 復興特別所得税0.147%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日からは、下記の内容に変更される予定です。

平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

<注1> 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合には当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

<注3> 税制改正等について

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成25年1月31日現在

資産の種類	国名(地域)	時価(円)	投資比率(%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本		
ING・インドネシア株式マザーファンド受益証券		4,756,211,076	100.26
小計	-	4,756,211,076	100.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	12,156,631	0.26
合計(純資産総額)	-	4,744,054,445	100.00

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

[参考]親投資信託の投資状況

ING・インドネシア株式マザーファンド

平成25年1月31日現在

資産の種類	国名(地域)	時価(円)	投資比率(%)
有価証券			
株式	インドネシア	4,694,081,411	98.69
小計	-	4,694,081,411	98.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)			
現金・預金・その他の資産	-	62,248,733	1.31
小計	-	62,248,733	1.31
合計(純資産総額)	-	4,756,330,144	100.00

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（平成25年1月31日現在）

イ)主要投資銘柄

銘柄	業種	数量	簿価単価	簿価金額	評価単価	評価金額	投資比率
		口	円	円	円	円	%
ING・インドネシア株式マザーファンド	-	2,640,432,508	16,0594	4,240,294,801	18,013	4,756,211,076	100.26

注：投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ)種類別構成比率

種類	評価金額(円貨)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	4,756,211,076	100.26
合計	4,756,211,076	100.26

注：投資比率は、純資産総額に対する当該種類の円貨における評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

〔参考〕親投資信託の投資状況

ING・インドネシア株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄（平成25年1月31日現在）

イ)主要投資銘柄（上位30銘柄）

種類	国名	銘柄名	通貨	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
株式	インドネシア	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	IDR	自動車・自動車部品	5,368,500	66.27	355,770,495	71.44	383,525,640	8.06
株式	インドネシア	BANK CENTRAL ASIA PT	IDR	銀行	3,746,000	82.90	310,548,409	88.83	332,757,180	7.00
株式	インドネシア	BANK MANDIRI TBK	IDR	銀行	3,471,154	76.13	264,293,665	83.65	290,396,743	6.11
株式	インドネシア	BANK RAKYAT INDONESIA	IDR	銀行	3,680,000	67.21	247,332,800	73.79	271,547,200	5.71
株式	インドネシア	TELEKOMUNIKASI TBK PT	IDR	電気通信サービス	2,918,500	83.66	244,161,710	91.18	266,108,830	5.59
株式	インドネシア	UNILEVER INDONESIA TBK PT	IDR	家庭用品・パーソナル用品	1,042,000	241.66	251,819,242	203.04	211,567,680	4.45
株式	インドネシア	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	IDR	公益事業	3,718,500	42.62	158,502,077	43.94	163,409,482	3.44
株式	インドネシア	GUDANG GARAM TBK PT	IDR	食品・飲料・タバコ	294,500	515.12	151,702,840	485.98	143,121,110	3.01
株式	インドネシア	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	IDR	素材	900,000	140.53	126,477,000	146.64	131,976,000	2.77
株式	インドネシア	BANK NEGARA INDONESIA PT	IDR	銀行	3,515,766	33.64	118,297,078	36.65	128,887,981	2.71
株式	インドネシア	INDOCEMENT TUNGKAL PRAKARSA	IDR	素材	610,500	216.20	131,990,100	203.51	124,242,855	2.61
株式	インドネシア	UNITED TRACTORS TBK PT	IDR	資本財	616,863	158.38	97,704,930	186.11	114,810,541	2.41
株式	インドネシア	BANK DANAMON INDONESIA TBK	IDR	銀行	1,652,000	52.64	86,961,280	57.34	94,725,680	1.99
株式	インドネシア	KALBE FARMA PT	IDR	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	8,515,500	9.77	83,247,528	10.52	89,651,184	1.88
株式	インドネシア	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	IDR	食品・飲料・タバコ	2,494,000	31.96	79,708,240	35.72	89,085,680	1.87
株式	インドネシア	INDOFOOD CBP SUKSES MAKHMUR T	IDR	食品・飲料・タバコ	1,137,500	76.49	87,018,229	75.20	85,540,000	1.80
株式	インドネシア	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	IDR	食品・飲料・タバコ	1,371,000	55.93	76,680,030	57.34	78,613,140	1.65
株式	インドネシア	ADARO ENERGY PT	IDR	エネルギー	4,838,500	12.87	62,310,203	15.79	76,409,592	1.61
株式	インドネシア	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	IDR	運輸	1,348,000	53.79	72,517,277	51.70	69,691,600	1.47
株式	インドネシア	MEDIA NUSANTARA CITRA TBK PT	IDR	メディア	3,028,000	25.39	76,905,648	22.79	69,023,260	1.45
株式	インドネシア	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	IDR	エネルギー	458,000	132.07	60,488,060	146.17	66,945,860	1.41
株式	インドネシア	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	IDR	エネルギー	170,500	373.18	63,627,190	386.81	65,951,105	1.39
株式	インドネシア	GLOBAL MEDIACOM TBK PT	IDR	メディア	2,714,000	23.50	63,779,000	20.91	56,763,310	1.19

株式	インドネシア	XL AXIATA TBK PT	IDR	電気通信サービス	1,092,500	55.93	61,103,525	49.82	54,428,350	1.14
株式	インドネシア	BAYAN RESOURCES GROUP	IDR	エネルギー	618,500	90.71	56,104,135	84.60	52,325,100	1.10
株式	インドネシア	VALE INDONESIA TBK	IDR	素材	1,942,000	20.91	40,616,930	25.61	49,744,330	1.05
株式	インドネシア	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	IDR	不動産	5,813,500	7.80	45,356,927	8.55	49,728,679	1.05
株式	インドネシア	BUMI SERPONG DAMAI PT	IDR	不動産	3,499,200	11.75	41,115,600	13.53	47,365,171	1.00
株式	インドネシア	SALIM IVOMAS PRATAMA TBK PT	IDR	食品・飲料・タバコ	4,518,000	10.05	45,442,044	10.24	46,291,428	0.97
株式	インドネシア	ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	IDR	食品・飲料・タバコ	257,000	174.84	44,933,880	178.13	45,779,410	0.96

注1：投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

注2：評価額組入上位30銘柄について記載しています。

ロ) 業種（種類）別構成比率

業種（種類）	評価金額(円貨)	投資比率(%)
銀行	1,153,755,651	24.26
食品・飲料・タバコ	538,430,308	11.32
自動車・自動車部品	397,975,649	8.37
エネルギー	366,448,707	7.70
素材	365,209,152	7.68
電気通信サービス	354,510,660	7.45
不動産	285,505,499	6.00
資本財	271,037,389	5.70
家庭用品・パーソナル用品	211,567,680	4.45
メディア	189,314,589	3.98
公益事業	163,409,482	3.44
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	135,401,454	2.85
運輸	110,305,475	2.32
小売	97,276,276	2.04
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	34,308,120	0.72
各種金融	19,625,320	0.41
合計	4,694,081,411	98.69

注：投資比率は、純資産総額に対する当該業種（種類）の円貨における評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの（平成25年1月31日現在）

種類	取引所等および資産の名称	買建 / 売建	数量（枚）	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引	市場外取引 米ドル	売建	100,000.00	9,082,900	9,113,000	0.19

注1：基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

- (1) 基準日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
- (2) 基準日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の計算方法に

っております。

基準日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後の二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

基準日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近く発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

注2：基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、基準日の対顧客直物売買相場の仲値で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口あたり 純資産額 (円) (分配落)	1口あたり 純資産額 (円) (分配付)
第1期	平成22年 6月 7日	3,947	4,291	1.1458	1.2458
第2期	平成22年12月 7日	6,056	6,584	1.2597	1.3697
第3期	平成23年 6月 7日	7,556	7,676	1.2675	1.2875
第4期	平成23年12月 7日	5,125	5,125	1.1536	1.1536
第5期	平成24年 6月 7日	4,413	4,413	1.1488	1.1488
第6期	平成24年12月 7日	4,177	4,417	1.2221	1.2921
	平成24年 1月 末日	5,061	-	1.1863	-
	平成24年 2月 末日	5,530	-	1.2400	-
	平成24年 3月 末日	5,562	-	1.3175	-
	平成24年 4月 末日	5,092	-	1.2983	-
	平成24年 5月 末日	4,373	-	1.1526	-
	平成24年 6月 末日	4,625	-	1.1540	-
	平成24年 7月 末日	4,793	-	1.1957	-
	平成24年 8月 末日	4,704	-	1.1617	-
	平成24年 9月 末日	4,728	-	1.2015	-
	平成24年10月 末日	4,587	-	1.2812	-
	平成24年11月 末日	4,406	-	1.2888	-
	平成24年12月 末日	4,495	-	1.2633	-
	平成25年 1月 末日	4,744	-	1.3708	-

【分配の推移】

	期間	1万口当たりの 分配金(円)
第1期	平成21年11月30日 ~ 平成22年 6月7日	1,000円
第2期	平成22年 6月 8日 ~ 平成22年 12月7日	1,100円
第3期	平成22年 12月 8日 ~ 平成23年 6月7日	200円
第4期	平成23年 6月 8日 ~ 平成23年 12月7日	0円
第5期	平成23年 12月 8日 ~ 平成24年 6月7日	0円
第6期	平成24年 6月 8日 ~ 平成24年 12月7日	700円

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期	平成21年11月30日 ~ 平成22年 6月7日	24.58
第2期	平成22年 6月 8日 ~ 平成22年 12月7日	19.54
第3期	平成22年 12月 8日 ~ 平成23年 6月7日	2.21
第4期	平成23年 6月 8日 ~ 平成23年 12月7日	8.99
第5期	平成23年 12月 8日 ~ 平成24年 6月7日	0.42
第6期	平成24年 6月 8日 ~ 平成24年 12月7日	12.47

(4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第1期	平成21年 11月30日 ~ 平成22年 6月 7日	7,907,995,197	4,462,780,256
第2期	平成22年 6月 8日 ~ 平成22年12月7日	4,306,760,411	2,944,600,697
第3期	平成22年 12月 8日 ~ 平成23年 6月 7日	4,813,737,779	3,659,119,676
第4期	平成23年 6月 8日 ~ 平成23年12月7日	1,391,612,195	2,910,744,378
第5期	平成23年 12月 8日 ~ 平成24年 6月 7日	1,399,816,385	2,001,272,676
第6期	平成24年 6月 8日 ~ 平成24年12月7日	877,579,352	1,300,363,914

注：第1期の販売口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

参考情報

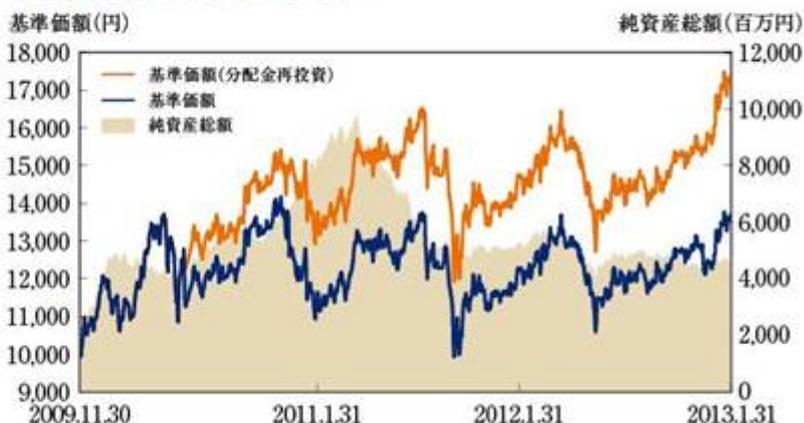
データは2013年1月31日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

〈分配の推移〉

決算期	分配金
第1期(2010/ 6 /7)	1,000円
第2期(2010/12/7)	1,100円
第3期(2011/ 6 /7)	200円
第4期(2011/12/7)	0円
第5期(2012/ 6 /7)	0円
第6期(2012/12/7)	700円
設定来累計	3,000円

※分配金は1万口当たり、税引き前です。

〈基準価額・純資産の推移〉



※基準価額(分配金再投資)とは、税引き前の分配金を再投資したと仮定して算出した基準価額をいいます。

〈主要な資産の状況〉 ※下記データは過去のものであり、予告なしに変更されます。また、下記は参考情報であり、特定の有価証券についての投資の勧誘あるいは投資の助言を意図するものではありません。

投資状況(ING・インドネシア株式ファンド)

資産の種類	投資比率(%)
ING・インドネシア株式 マザーファンド受益証券	100.26
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	△0.26
合計	100.00

投資状況(ING・インドネシア株式マザーファンド)

資産の種類	投資比率(%)
株式	
インドネシア	98.69
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	1.31
合計	100.00

ING・インドネシア株式マザーファンドの組入上位10銘柄

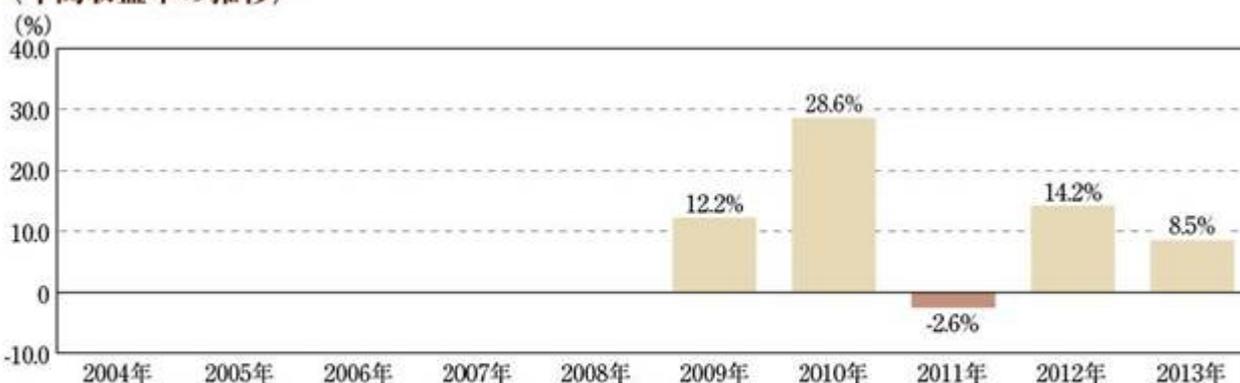
順位	種類	国・地域名	銘柄名	投資比率(%)
1	株式	インドネシア	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	8.06
2	株式	インドネシア	BANK CENTRAL ASIA PT	7.00
3	株式	インドネシア	BANK MANDIRI TBK	6.11
4	株式	インドネシア	BANK RAKYAT INDONESIA	5.71
5	株式	インドネシア	TELEKOMUNIKASI TBK PT	5.59
6	株式	インドネシア	UNILEVER INDONESIA TBK PT	4.45
7	株式	インドネシア	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	3.44
8	株式	インドネシア	GUDANG GARAM TBK PT	3.01
9	株式	インドネシア	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	2.77
10	株式	インドネシア	BANK NEGARA INDONESIA PT	2.71

※投資比率はING・インドネシア株式マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の投資割合です。

順位	業種	投資比率(%)
1	銀行	24.26
2	食品・飲料・タバコ	11.32
3	自動車・自動車部品	8.37
4	エネルギー	7.70
5	素材	7.68

※組入上位5業種です。
※投資比率はING・インドネシア株式マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

〈年間収益率の推移〉



※2009年は設定日(11月30日)から年末まで、2013年は1月末までの収益率です。

※税引き前の分配金を再投資したと仮定して収益率を算出しています。従って、実際のファンドにおいては、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

※当ファンドにベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。

受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします（申込手数料はかかりません。）。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、下記の証券取引所・銀行の休場日・休業日においては取得の申込みを受付けないものとします。

（平成25年4月25日まで）

インドネシア証券取引所の休場日

インドネシアの銀行休業日

香港の銀行の休業日

（平成25年4月26日以降 ただし、ING・インドネシア株式マザーファンドの投資信託約款の変更が書面決議により可決されることを前提にしています。）

インドネシア証券取引所の休場日

インドネシアの銀行休業日

シンガポールの銀行の休業日

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金（解約）することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、下記の証券取引所・銀行の休場日・休業日においては換金の申込みを受付けないものとします。

（平成25年4月25日まで）

インドネシア証券取引所の休場日

インドネシアの銀行休業日

香港の銀行の休業日

（平成25年4月26日以降 ただし、ING・インドネシア株式マザーファンドの投資信託約款の変更が書面決議により可決されることを前提にしています。）

インドネシア証券取引所の休場日

インドネシアの銀行休業日

シンガポールの銀行の休業日

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.5%）を控除した額となります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00土、日、祝日、年末年始を除く）

委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して6営業日目から販売会社で支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の解約の受付を中止することがあります。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。この場合、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日、1月3日以外の日とします。）に計算されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00土、日、祝日、年末年始を除く）

委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、後記(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年6月8日から12月7日まで、および12月8日から翌年6月7日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

a信託の終了

(a) 委託会社は、当ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、前(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(c) 前(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成

するものとみなします。

- (d) 前(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 前(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前(b)から(d)までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b 信託約款の変更」の手続きにおいて書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (h) 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は当「b 信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (b) 委託会社は、前(a)の事項（変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 前(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前(b)から前(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前(a)から前(f)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することがあります。この場合、前(a)から前(g)までの手続を準用します。

c反対者の買取請求権

信託期間中における信託契約の解約または信託約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、「a信託の終了（b）」または「b信託約款の変更（b）」に規定する書面に付記します。

d運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

e公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月（または1ヵ月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

（参考）

ING・インドネシア株式マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社が他方の当事者に対し、90日前までに通知することにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(1)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に依りて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)受益権の換金（一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

(4)受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という)に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、第6期計算期間（平成24年6月8日から平成24年12月7日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ING・インドネシア株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期計算期間末 (平成24年6月7日現在)	第6期計算期間末 (平成24年12月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	52,814,404	64,614,758
親投資信託受益証券	4,413,155,516	4,177,788,107
未収入金	47,100,000	229,700,000
未収利息	86	106
流動資産合計	4,513,070,006	4,472,102,971
資産合計		
	4,513,070,006	4,472,102,971
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	239,303,380
未払解約金	53,390,427	12,578,833
未払受託者報酬	1,903,815	1,734,415
未払委託者報酬	44,331,608	40,387,000
その他未払費用	271,919	247,711
流動負債合計	99,897,769	294,251,339
負債合計		
	99,897,769	294,251,339
純資産の部		
元本等		
元本	3,841,404,284	3,418,619,722
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	571,767,953	759,231,910
（分配準備積立金）	93,059,534	1,150,160
元本等合計	4,413,172,237	4,177,851,632
純資産合計		
	4,413,172,237	4,177,851,632
負債純資産合計		
	4,513,070,006	4,472,102,971

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期計算期間 自平成23年12月8日 至平成24年6月7日	第6期計算期間 自平成24年6月8日 至平成24年12月7日
営業収益		
受取利息	8,624	4,544
有価証券売買等損益	113,002,800	586,832,591
営業収益合計	113,011,424	586,837,135
営業費用		
受託者報酬	1,903,815	1,734,415
委託者報酬	44,331,608	40,387,000
その他費用	271,919	247,711
営業費用合計	46,507,342	42,369,126
営業利益	66,504,082	544,468,009
経常利益	66,504,082	544,468,009
当期純利益	66,504,082	544,468,009
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	163,230,538	102,938,210
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	682,338,482	571,767,953
剰余金増加額又は欠損金減少額	315,011,633	184,565,333
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	315,011,633	184,565,333
剰余金減少額又は欠損金増加額	328,855,706	199,327,795
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	328,855,706	199,327,795
分配金	-	239,303,380
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	571,767,953	759,231,910

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第5期計算期間末 (平成24年6月7日現在)	第6期計算期間末 (平成24年12月7日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,841,404,284 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,418,619,722 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1488 円 (10,000口当たり純資産額 11,488 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2221 円 (10,000口当たり純資産額 12,221 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期計算期間 自 平成23年12月 8日 至 平成24年 6月 7日	第6期計算期間 自 平成24年 6月 8日 至 平成24年12月 7日															
1. 当ファンドの主要投資対象である、ING・インドネシア株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用に係わる権限の全部または一部を委託する為に要する費用 支払金額 10,819,180円	1. 当ファンドの主要投資対象である、ING・インドネシア株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用に係わる権限の全部または一部を委託する為に要する費用 支払金額 9,834,035円															
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額 998,535,290円(10,000口当たり2,920円)のうち239,303,380円(10,000口当たり700円)を分配金額としております。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等 収益額</td> <td>A</td> <td>42,055,044円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金 補填後の有価証券売買等 損益額</td> <td>B</td> <td>131,079,620円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>758,081,750円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>67,318,876円</td> </tr> </tbody> </table>		項目			費用控除後の配当等 収益額	A	42,055,044円	費用控除後・繰越欠損金 補填後の有価証券売買等 損益額	B	131,079,620円	収益調整金額	C	758,081,750円	分配準備積立金額	D	67,318,876円
項目																
費用控除後の配当等 収益額	A	42,055,044円														
費用控除後・繰越欠損金 補填後の有価証券売買等 損益額	B	131,079,620円														
収益調整金額	C	758,081,750円														
分配準備積立金額	D	67,318,876円														

当ファンドの分配対象収益額	E= A+B+C+D	998,535,290円
当ファンドの期末残存口数	F	3,418,619,722口
10,000口当たりの収益分配対象額	G= E/F × 10,000	2,920円
10,000口当たりの分配額	H	700円
収益分配金金額	I= F × H/10,000	239,303,380円

（金融商品に関する注記）

第5期計算期間（自 平成23年12月 8日 至 平成24年6月7日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドは、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については(3)〔注記表〕の（その他の注記）2.有価証券関係に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス・リスクマネジメント部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。

市場リスクの管理

価格変動リスク及び為替変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。

信用リスク及び流動性リスクの管理

格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第6期計算期間（自 平成24年6月 8日 至 平成24年12月7日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドは、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。

保有する有価証券の内容については(3)〔注記表〕の(その他の注記)2.有価証券関係に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス・リスクマネジメント部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。

市場リスクの管理

価格変動リスク及び為替変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。

信用リスク及び流動性リスクの管理

格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第5期計算期間 自 平成23年12月8日 至 平成24年 6月7日	第6期計算期間 自 平成24年 6月8日 至 平成24年12月7日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第5期計算期間 自 平成23年12月8日 至 平成24年 6月7日	第6期計算期間 自 平成24年 6月8日 至 平成24年12月7日
期首元本額 4,442,860,575円	期首元本額 3,841,404,284円
期中追加設定元本額 1,399,816,385円	期中追加設定元本額 877,579,352円
期中一部解約元本額 2,001,272,676円	期中一部解約元本額 1,300,363,914円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

第5期計算期間（自 平成23年12月8日 至 平成24年6月7日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	566,772
合計	566,772

第6期計算期間（自 平成24年6月8日 至 平成24年12月7日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	481,080,209
合計	481,080,209

3. デリバティブ取引関係

第5期計算期間（自 平成23年12月8日 至 平成24年6月7日）

該当事項はありません。

第6期計算期間（自 平成24年6月8日 至 平成24年12月7日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1有価証券明細表

株式(平成24年12月7日現在)

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(平成24年12月7日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額
親投資信託受益証券	日本円	ING・インドネシア株式マザーファンド	2,606,068,310	4,177,788,107
	合計		2,606,068,310	4,177,788,107

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「ING・インドネシア株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ING・インドネシア株式マザーファンド

(1)資産・負債の状況

(単位:円)

科目	対象年月日	(平成24年12月7日現在)
		金額
資産の部		
流動資産		
預金		15,749,028
コール・ローン		20,740,233
株式		4,044,515,481
未収入金		327,010,216
未収配当金		1,118,698
未収利息		34
流動資産合計		4,409,133,690
資産合計		4,409,133,690
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		1,738,050
未払解約金		229,700,000
流動負債合計		231,438,050
負債合計		231,438,050
純資産の部		
元本等		
元本		2,606,068,310
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		1,571,627,330
元本等合計		4,177,695,640
純資産合計		4,177,695,640
負債純資産合計		4,409,133,690

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券については、その最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2)外国為替予約取引 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1)受取配当金の計上基準 原則として、配当落ち日において確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(その他の注記)

(平成24年12月7日現在)	
1. 子ファンドの期首	平成24年6月8日
期首元本額	3,117,295,696 円
対象期間中の追加設定元本額	322,963,364 円
対象期間中の一部解約元本額	834,190,750 円
期末元本額	2,606,068,310 円
平成24年12月7日現在の元本の内訳	
I N G ・ インドネシア株式ファンド	2,606,068,310 円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.6031円
(1万口当たり純資産額)	16,031円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第1有価証券明細表

株式（平成24年12月7日現在）

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額
株式	インドネシアルピア	ADARO ENERGY PT	4,838,500	1,370.00	6,628,745,000.00
		BAYAN RESOURCES GROUP	618,500	9,650.00	5,968,525,000.00
		BERAU COAL ENERGY PT	4,997,000	205.00	1,024,385,000.00
		BUMI RESOURCES MINERAL TBK P	2,000,000	310.00	620,000,000.00
		BUMI RESOURCES TBK PT	3,759,000	570.00	2,142,630,000.00
		HARUM ENERGY TBK PT	739,000	5,100.00	3,768,900,000.00
		INDIKA ENERGY TBK PT	881,500	1,380.00	1,216,470,000.00
		INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	206,500	39,700.00	8,198,050,000.00
		TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	458,000	14,050.00	6,434,900,000.00
		ANEKA TAMBANG TBK PT	1,427,500	1,230.00	1,755,825,000.00
		HOLCIM INDONESIA TBK PT	1,386,500	3,525.00	4,887,412,500.00
		INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	610,500	23,000.00	14,041,500,000.00
		SEMEN GRESIK (PERSERO) PT	900,000	14,950.00	13,455,000,000.00
		VALE INDONESIA TBK	1,942,000	2,225.00	4,320,950,000.00
		AKR CORPORINDO TBK PT	721,500	4,200.00	3,030,300,000.00
		ARWANA CITRAMULIA TBK PT	1,423,000	1,520.00	2,162,960,000.00
		PETROSEA TBK PT	490,000	1,090.00	534,100,000.00
		SURYA SEMESTA INTERNUSA PT	2,077,000	1,150.00	2,388,550,000.00
		TOTAL BANGUN PERSADA	490,000	980.00	480,200,000.00
		UNITED TRACTORS TBK PT	616,863	16,850.00	10,394,141,550.00
		WIJAYA KARYA PT	2,431,500	1,600.00	3,890,400,000.00
		CITRA MARGA NUSAPHALA PER PT	1,023,500	2,000.00	2,047,000,000.00
		GARUDA INDONESIA TBK PT	3,384,000	680.00	2,301,120,000.00
		JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	1,295,000	5,700.00	7,381,500,000.00
		WINTERMAR OFFSHORE MARINE	4,069,000	435.00	1,770,015,000.00
		ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	5,368,500	7,050.00	37,847,925,000.00
		INDOSPRING TBK PT	368,200	3,850.00	1,417,570,000.00
		ELANG MAHKOTA TEKNOLOGI TBK	864,500	4,000.00	3,458,000,000.00
		GLOBAL MEDIACOM TBK PT	2,714,000	2,500.00	6,785,000,000.00
		MEDIA NUSANTARA CITRA TBK PT	2,487,500	2,700.00	6,716,250,000.00
		SURYA CITRA MEDIA PT TBK	1,380,500	2,375.00	3,278,687,500.00
		INDOMOBIL SUKSES INTERNASION	832,000	5,100.00	4,243,200,000.00
		MITRA ADIPERKASA TBK PT	467,500	7,100.00	3,319,250,000.00
		RAMAYANA LESTARI SENTOSA PT	1,105,500	1,380.00	1,525,590,000.00
		ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	257,000	18,600.00	4,780,200,000.00
		CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	2,494,000	3,400.00	8,479,600,000.00
		GUDANG GARAM TBK PT	294,500	54,800.00	16,138,600,000.00
		INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	947,000	8,200.00	7,765,400,000.00
		INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	1,371,000	5,950.00	8,157,450,000.00
		MAYORA INDAH PT	148,000	20,300.00	3,004,400,000.00
		PP LONDON SUMATRA INDONES PT	1,055,500	1,860.00	1,963,230,000.00
		SALIM IVOMAS PRATAMA TBK PT	4,518,000	1,070.00	4,834,260,000.00
		UNILEVER INDONESIA TBK PT	973,000	26,000.00	25,298,000,000.00
		KALBE FARMA PT	8,515,500	1,040.00	8,856,120,000.00
		TEMPO SCAN PACIFIC TBK PT	956,500	3,550.00	3,395,575,000.00
		BANK CENTRAL ASIA PT	3,584,500	8,800.00	31,543,600,000.00
		BANK DANAMON INDONESIA TBK	1,652,000	5,600.00	9,251,200,000.00
		BANK INTERNASIONAL INDONE PT	2,879,500	390.00	1,123,005,000.00
		BANK MANDIRI TBK	3,471,154	8,100.00	28,116,347,400.00
		BANK NEGARA INDONESIA PT	3,111,766	3,575.00	11,124,563,450.00
BANK PAN INDONESIA TBK PT	2,884,500	630.00	1,817,235,000.00		
BANK PEMBANGUNAN DAERAH JAWA	2,128,500	385.00	819,472,500.00		
BANK RAKYAT INDONESIA	3,680,000	7,150.00	26,312,000,000.00		

	BFI FINANCE INDONESIA TBK PT	949,000	1,780.00	1,689,220,000.00
	ALAM SUTERA REALTY TBK PT	5,997,000	630.00	3,778,110,000.00
	BUMI SERPONG DAMAI PT	3,499,200	1,250.00	4,374,000,000.00
	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	5,813,500	830.00	4,825,205,000.00
	CIPUTRA PROPERTY TBK PT	3,362,500	640.00	2,152,000,000.00
	METROPOLITAN LAND TBK PT	4,049,500	610.00	2,470,195,000.00
	SENTUL CITY TBK PT	12,904,500	191.00	2,464,759,500.00
	SUMMARECON AGUNG TBK PT	2,055,000	2,100.00	4,315,500,000.00
	ERAJAYA SWASEMBADA TBK PT	1,303,500	2,825.00	3,682,387,500.00
	INDOSAT TBK PT	531,500	6,150.00	3,268,725,000.00
	TELEKOMUNIKASI TBK PT	3,223,500	8,900.00	28,689,150,000.00
	XL AXIATA TBK PT	1,092,500	5,950.00	6,500,375,000.00
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	3,196,000	4,525.00	14,461,900,000.00
小計				464,886,836,900.00 (4,044,515,481)
	銘柄数：	66		
	組入時価比率：	96.81%		100.00%
合計				4,044,515,481 (4,044,515,481)

(注)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券(平成24年12月7日現在)

該当事項はありません。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引(平成24年12月7日現在)

該当事項はありません。

為替予約取引(平成24年12月7日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	80,552,875	-	79,014,825	1,538,050
	売建				
	米ドル	329,720,000	-	329,920,000	200,000
	インドネシアルピア	80,552,875	-	80,552,875	-
	合計	-	-	-	1,738,050

(注)時価の算定方法

為替予約取引

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下、「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法に

よっております。

(イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成25年1月31日

資産総額	4,798,989,708円
負債総額	54,935,263円
純資産総額(-)	4,744,054,445円
発行済数量(口)	3,460,707,314口
1単位当たり純資産総額 (/)	1.3708円

(参考)

「ING・インドネシア株式マザーファンド」の純資産額計算書

資産総額	4,765,413,044円
負債総額	9,082,900円
純資産総額(-)	4,756,330,144円
発行済数量(口)	2,640,432,508口
1単位当たり純資産総額 (/)	1.8013円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請がある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成25年1月末日現在）

資本金の額：4億8,000万円

会社が発行する株式総数：19,980株

発行済株式総数：9,350株

会社設立後の資本金の額の増減：

設立	平成11年9月8日	資本金2億5,000万円
	平成12年7月14日	資本金4億9,950万円に増資
	平成13年4月27日	資本金8億3,500万円に増資
	平成14年11月12日	資本金9億3,500万円に増資
	平成19年5月2日	資本金4億8,000万円に減資

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務遂行上の重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

3名以上10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式数の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

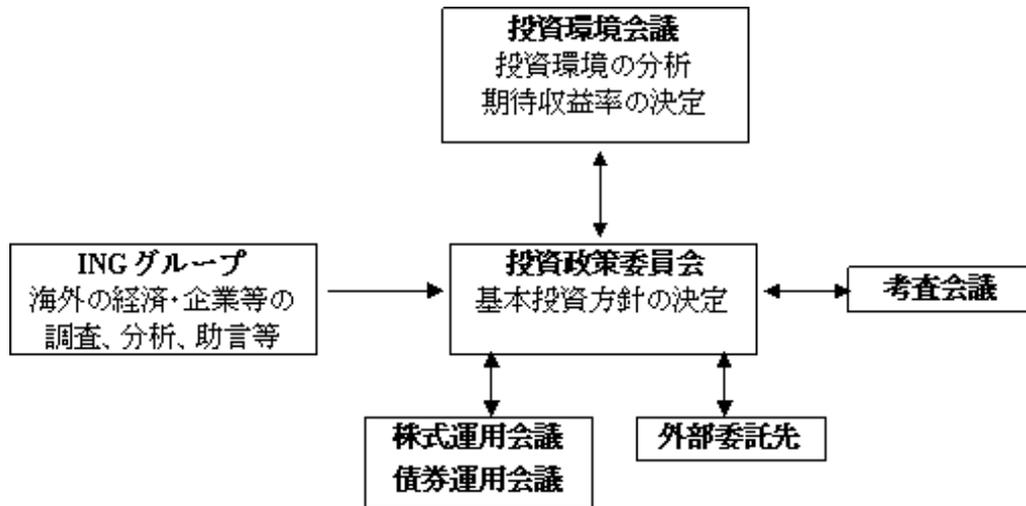
取締役の任期は、就任後2年以内の最初の決算期に関する株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とします。

取締役会はその決議により、取締役の中から1名以上の代表取締役を選任します。また、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができないときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたります。取締役の招集通知は3日前までに発送します。また取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務について決定します。取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成により採択されます。なお、取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意し、監査役が異議を述べなかったときは、決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなします。

運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第一種金融商品取引業を行っています。平成25年1月末現在委託会社の運用する証券投資信託は次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	44	378,804
合計	44	378,804

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるアイエヌジー投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）ならびに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

(2) 法令の規定に基づき、委託会社の財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

また、第14期事業年度に係る中間会計期間（自平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）の中間財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別 科目	第12期 (平成23年3月31日)			第13期 (平成24年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金・預金		1,792,526			2,146,096	
立替金		331			293	
未収委託者報酬		356,294			214,092	
未収運用受託報酬		282,470			140,409	
未収投資助言報酬		6,070			4,821	
その他の未収収益		129,664			88,646	
前払費用		24,614			23,965	
繰延税金資産		32,111			27,234	
流動資産計		2,624,085	95.7		2,645,561	96.2
固定資産						
有形固定資産 1		48,147			39,013	
建物附属設備	34,376			24,767		
器具備品	12,765			13,743		
リース資産	1,004			502		
無形固定資産		5,066			3,002	
ソフトウェア	5,066			3,002		
投資その他の資産		64,786			63,598	
長期差入保証金	64,786			63,598		
固定資産計		118,000	4.3		105,614	3.8
資産合計		2,742,086	100.0		2,751,175	100.0

期別	第12期 (平成23年3月31日)			第13期 (平成24年3月31日)		
	科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額
(負債の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
未払手数料		158,143		33,002		
未払投資顧問料		38,667		48,080		
未払投資助言料		-		1,774		
未払金		68,953		57,916		
未払費用		14,616		14,753		
リース債務		1,598		1,638		
未払法人税等		97,195		88,905		
未払消費税等		20,661		6,211		
預り金		49,851		53,385		
賞与引当金		33,880		37,902		
役員賞与引当金		10,115		20,819		
訴訟和解損失引当金		2,700		-		
流動負債計		496,383	18.1	364,389		13.2
固定負債						
リース債務		1,777		138		
長期賞与引当金		5,754		-		
役員長期賞与引当金		10,323		597		
退職給付引当金		239,242		301,130		
役員退職慰労引当金		29,854		42,265		
固定負債計		286,952	10.5	344,131		12.5
負債合計		783,335	28.6	708,521		25.8
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(純資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本						
資本金		480,000	17.5	480,000		17.4
資本剰余金						
資本準備金	1,390,000			1,390,000		
資本剰余金計		1,390,000	50.7	1,390,000		50.5
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	88,750			172,654		
利益剰余金計		88,750	3.2	172,654		6.3
株主資本合計		1,958,750	71.4	2,042,654		74.2
純資産合計		1,958,750	71.4	2,042,654		74.2
負債純資産合計		2,742,086	100.0	2,751,175		100.0

（２）【損益計算書】

	第12期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）			第13期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
委託者報酬	1,048,019			696,270		
運用受託報酬	1,183,767			1,050,709		
投資助言報酬	22,628			25,306		
その他営業収益	206,845			346,668		
営業収益計		2,461,260	100.0		2,118,956	100.0
営業費用						
支払手数料		445,868			117,798	
支払投資顧問料		158,336			166,976	
支払投資助言料		-			1,774	
広告宣伝費		10,405			2,140	
調査費		128,083			126,188	
調査費	127,309			125,446		
図書費	774			742		
委託計算費		61,663			48,550	
業務委託費		6,337			6,304	
営業雑経費		29,536			36,739	
通信費	4,717			4,594		
印刷費	15,240			17,919		
協会費	5,502			6,108		
諸会費	1,054			1,328		
その他営業費用	3,020			6,787		
営業費用計		840,231	34.1		506,473	23.9
一般管理費						
給料		807,708			794,485	
役員報酬	61,491			62,901		
給料・手当	572,041			584,955		
賞与	90,697			85,056		
賞与引当金繰入額	39,634			32,148		
役員賞与	23,403			18,332		
役員賞与引当金繰入額	20,439			11,092		
福利厚生費		111,316			120,834	
交際費		1,912			2,311	
寄付金		2,700			2,820	
旅費交通費		9,748			8,074	
租税公課		13,143			7,941	
不動産賃借料		88,841			84,289	
退職給付費用		68,670			81,313	

	第12期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			第13期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
役員退職慰労引当金繰入額		12,502		12,410		
固定資産減価償却費		22,638		16,357		
経営指導料		289,993		183,734		
監査費用		18,707		21,186		
諸経費		70,329		54,762		
一般管理費計		1,518,212	61.7	1,390,524		65.6
営業利益		102,816	4.2	221,958		10.5
営業外収益						
受取利息	437			328		
受取配当金	112			120		
還付加算金	1,807			-		
訴訟和解損失引当金戻入額	-			900		
雑益	-			35		
営業外収益計		2,357	0.1	1,384		0.1
営業外費用						
支払利息	105			66		
為替換算差損	3,954			5,375		
雑損失	362			-		
営業外費用計		4,423	0.2	5,442		0.3
経常利益		100,750	4.1	217,901		10.3
特別利益						
訴訟和解損失引当金戻入額	12,300			-		
特別利益計		12,300	0.5	-		0.0
特別損失						
前期損益修正損	1,620			-		
固定資産除却損 1	187			6,701		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,278			-		
調停和解金	-			2,500		
特別損失計		4,086	0.2	9,201		0.4
税引前当期純利益		108,964	4.4	208,699		9.8
法人税、住民税及び事業税		92,295	3.8	119,920		5.7
法人税等調整額		3,617	0.1	4,876		0.2
当期純利益		20,286	0.8	83,903		4.0

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

（ 単位：千円 ）

	第12期 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）	第13期 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	480,000	480,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	480,000	480,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,390,000	1,390,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,390,000	1,390,000
資本剰余金合計		
当期首残高	1,390,000	1,390,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,390,000	1,390,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	68,464	88,750
当期変動額		
当期純利益	20,286	83,903
当期変動額合計	20,286	83,903
当期末残高	88,750	172,654
利益剰余金合計		
当期首残高	68,464	88,750
当期変動額		
当期純利益	20,286	83,903
当期変動額合計	20,286	83,903
当期末残高	88,750	172,654
株主資本合計		
当期首残高	1,938,464	1,958,750
当期変動額		
当期純利益	20,286	83,903
当期変動額合計	20,286	83,903
当期末残高	1,958,750	2,042,654
純資産合計		
当期首残高	1,938,464	1,958,750
当期変動額		
当期純利益	20,286	83,903
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	-	-
当期変動額合計	20,286	83,903
当期末残高	1,958,750	2,042,654

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 2～8年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 訴訟和解損失引当金

係争中の訴訟に係る和解金の支払に備えるため、その経過等の状況に基づく見込額を計上しております。

(4) 長期賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(5) 役員長期賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指計（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（退職金規程等にもとづく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(1) 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第12期 （平成23年3月31日現在）	第13期 （平成24年3月31日現在）
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 38,584千円	建物附属設備 40,865千円
器具備品 52,883千円	器具備品 32,989千円
リース資産 6,414千円	リース資産 6,917千円

（損益計算書関係）

第12期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第13期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。	1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。
器具備品 187千円	建物附属設備 2,590千円
	器具備品 4,110千円

（株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

第12期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	-	-	9,350

第13期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	-	-	9,350

（リース取引関係）

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

総務部が主管するコピー機及びファックスであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っており、手数料収入から生じる余資運用については短期的な預金等に限定しております。積極的な運用は行っていないため特に資金調達は行っておりません。またデリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。また営業債権である未収運用受託報酬とその他未収収益の基礎となる預かり資産は、投資顧問業法に基づき受託銀行の固有財産と分別管理されており、未収運用受託報酬とその他未収収益は当該信託財産の負債項目に計上されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。

国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、決済日から決済されるまで最長6ヶ月間の為替変動によるリスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金・預金	1,792,526	1,792,526	-
(2) 未収委託者報酬	356,294	356,294	-
(3) 未収運用受託報酬	282,470	282,470	-
(4) その他未収収益	129,664	129,664	-
(5) 未払手数料	(158,143)	(158,143)	-

(*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから当該帳簿価格によっております。

(5) 未払手数料

未払手数料は短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから当該帳簿価格によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	1,792,526	-
(2) 未収委託者報酬	356,294	-
(3) 未収運用受託報酬	282,470	-
(4) その他未収収益	129,664	-
合計	2,560,957	-

当事業年度末（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金・預金	2,146,096	2,146,096	-
(2) 未収委託者報酬	214,092	214,092	-
(3) 未収運用受託報酬	140,409	140,409	-
(4) その他未収収益	88,646	88,646	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから当該帳簿価格によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超

(1) 現金・預金	2,146,096	-
(2) 未収委託者報酬	214,092	-
(3) 未収運用受託報酬	140,409	-
(4) その他未収収益	88,646	-
合計	2,589,245	-

（退職給付関係）

1. 当社の退職給付制度

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職金規程等にもとづく自己都合による期末要支給額を退職給付引当金として計上しております。

3. 退職給付費用に関する事項

第12期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）		第13期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	
退職給付費用	68,670千円	退職給付費用	81,313千円

（税効果関係）

第12期 （平成23年3月31日現在）		第13期 （平成24年3月31日現在）	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
賞与引当金	13,786千円	賞与引当金	14,406千円
長期賞与引当金	2,341	退職給付引当金	109,257
退職給付引当金	97,347	役員退職慰労引当金	15,334
役員退職慰労引当金	12,147	未払費用	5,607
未払費用	9,881	未払事業税	7,220
未払事業税	9,542	資産除去債務	1,769
資産除去債務	1,410	その他	130
その他	140	繰延税金資産小計	153,727
繰延税金資産小計	146,597	評価性引当額	126,492
評価性引当額	114,486	繰延税金資産合計	27,234
繰延税金資産合計	32,111	繰延税金資産の純額	27,234
繰延税金資産の純額	32,111		

第12期 (平成23年3月31日現在)	第13期 (平成24年3月31日現在)																																		
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right;">(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増加</td> <td style="text-align: right;">12.3</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入 されない項目</td> <td style="text-align: right;">18.4</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">2.1</td> </tr> <tr> <td>前期確定申告差異</td> <td style="text-align: right;">1.9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">6.0</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税 等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">81.4</td> </tr> </tbody> </table>		(%)	法定実効税率 (調整)	40.7	評価性引当額の増加	12.3	交際費等永久に損金に算入 されない項目	18.4	住民税均等割	2.1	前期確定申告差異	1.9	その他	6.0	税効果会計適用後の法人税 等の負担率	81.4	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right;">(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増加</td> <td style="text-align: right;">13.1</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入 されない項目</td> <td style="text-align: right;">10.3</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">1.1</td> </tr> <tr> <td>前期確定申告差異</td> <td style="text-align: right;">3.3</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税 金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">0.9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.4</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税 等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">63.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。</p> <p>その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,920千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は1,920千円増加しております。</p>		(%)	法定実効税率 (調整)	40.7	評価性引当額の増加	13.1	交際費等永久に損金に算入 されない項目	10.3	住民税均等割	1.1	前期確定申告差異	3.3	税率変更による期末繰延税 金資産の減額修正	0.9	その他	0.4	税効果会計適用後の法人税 等の負担率	63.1
	(%)																																		
法定実効税率 (調整)	40.7																																		
評価性引当額の増加	12.3																																		
交際費等永久に損金に算入 されない項目	18.4																																		
住民税均等割	2.1																																		
前期確定申告差異	1.9																																		
その他	6.0																																		
税効果会計適用後の法人税 等の負担率	81.4																																		
	(%)																																		
法定実効税率 (調整)	40.7																																		
評価性引当額の増加	13.1																																		
交際費等永久に損金に算入 されない項目	10.3																																		
住民税均等割	1.1																																		
前期確定申告差異	3.3																																		
税率変更による期末繰延税 金資産の減額修正	0.9																																		
その他	0.4																																		
税効果会計適用後の法人税 等の負担率	63.1																																		

(資産除去債務関係)

第12期 (平成23年3月31日現在)	第13期 (平成24年3月31日現在)
記載すべき重要な事項はありません。	記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．商品及びサービスのごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が当事業年度損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

日本	アジア	欧州	米州	合計
1,020,253	60,712	290,318	41,956	1,413,240

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,048,019千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

日本	アジア	欧州	米州	合計
947,572	65,334	396,538	13,240	1,422,685

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬696,270千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
アイエヌジー生命保険株式会社	837,477	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
アイエヌジー生命保険株式会社	828,212	資産運用業
アイエヌジー アセット マネジメント	268,626	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ア ジア パシフィッ ク リミテッド	香港	650,343千 香港ドル	金融業	なし	なし	経営 指導	経営指導 料の支払	289,993	未払 費用	15,125
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー イン ベストメント マネジメント ア ジア パシフィッ ク リミテッド	香港	71,866千 香港ドル	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	運用受託 報酬及び 業務委託 料の支払	105,956	未払 費用	25,378
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ア セットマネジメン ト	オランダ、 ハーグ	11,375 ユーロ	投資顧 問業	なし	なし	運用委 託	業務受託 報酬の受 取	127,016	未収 入金	109,169
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー生命 保険(株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	運用受託 報酬の受 取	837,477	未収 入金	155,285
							販売 手数料	販売手数 料の支払	-	未払 手数料	130,476

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
2. 経営指導料の支払については当社との間で締結された経営指導委託契約に基づいて支払われております。
3. 運用委託料の支払については当社との間で締結された運用再委託契約に基づき計算しております。
4. 業務委託に関する手数料の支払については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。
5. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ア ジア パシフィック ク リミテッド	香港	701,248千 香港ドル	金融業	なし	なし	経営 指導	経営指導 料の支払	183,734	未払金	36
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ア セットマネジメン ト	オランダ、 ハーグ	11,375 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	268,626	未収 入金	64,611
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー生命 保険(株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	運用受託 報酬の受 取	828,212	未収 入金	68,077

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
2. 経営指導料の支払については当社との間で締結された経営指導委託契約に基づいて支払われております。
3. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ING Groep N.V. (アムステルダム証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

ING Verzekeringen N.V. (非上場)

ING Investment Management Holdings N.V. (非上場)

ING Investment Management (Asia Pacific) B.V. (非上場)

（ 1株当たり情報）

第12期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）		第13期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）	
1株当たり純資産額	209,492円08銭	1株当たり純資産額	218,465円69銭
1株当たり当期純利益金額	2,169円65銭	1株当たり当期純利益金額	8,973円61銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>	
第12期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）		第13期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）	
当期純利益（千円）	20,286	当期純利益（千円）	83,903
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	20,286	普通株式にかかる当期純利益（千円）	83,903
期中平均株式数（株）	9,350	期中平均株式数（株）	9,350

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第14期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)					
資産の部			負債の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
		%			%
流動資産			流動負債		
現金・預金	2,139,623		預り金	19,095	
有価証券	7,732		未払金	44,638	
前払費用	24,308		未払手数料	33,037	
未収委託者報酬	221,737		未払投資顧問料	37,767	
未収運用受託報酬	200,178		未払投資助言料	3,906	
未収投資助言報酬	554		未払費用	6,627	
その他の未収収益	93,888		リース債務	1,492	
繰延税金資産	40,230		未払法人税等	84,211	
その他	559		未払消費税等 2	13,366	
流動資産合計	2,728,812	96.3	賞与引当金	79,950	
固定資産			役員賞与引当金	26,680	
有形固定資産 1	42,262		流動負債合計	350,773	12.4
無形固定資産	1,947		固定負債		
投資その他の資産	61,643		リース債務	6,078	
長期差入保証金	61,643		役員長期賞与引当金	1,614	
固定資産合計	105,853	3.7	退職給付引当金	337,809	
			役員退職慰労引当金	48,438	
			固定負債合計	393,940	13.9
			負債合計	744,714	26.3
			純資産の部		
			科目	金額	構成比
					%
			株主資本		
			資本金	480,000	16.9
			資本剰余金	1,390,000	49.0
			資本準備金	1,390,000	
			利益剰余金	220,110	7.8
			その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金	220,110	
			株主資本合計	2,090,110	73.7
			評価・換算差額等		
			その他有価証券評価差額金	158	0.0
			評価・換算差額等合計	158	0.0
			純資産合計	2,089,952	73.7
資産合計	2,834,666	100.0	負債純資産合計	2,834,666	100.0

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第14期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	480,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	480,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,390,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,390,000
資本剰余金合計	
当期首残高	1,390,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,390,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	172,654
当中間期変動額	
中間純利益	47,456
当中間期変動額合計	47,456
当中間期末残高	220,110
利益剰余金合計	
当期首残高	172,654
当中間期変動額	
中間純利益	47,456
当中間期変動額合計	47,456
当中間期末残高	220,110
株主資本合計	
当期首残高	2,042,654
当中間期変動額	
中間純利益	47,456
当中間期変動額合計	47,456
当中間期末残高	2,090,110
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	158
当中間期変動額合計	158
当中間期末残高	158
評価・換算差額等合計	
当期首残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	158
当中間期変動額合計	158
当中間期末残高	158
純資産合計	
当期首残高	2,042,654
当中間期変動額	
中間純利益	47,456
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	158
当中間期変動額合計	47,298
当中間期末残高	2,089,952

[重要な会計方針]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 2～8年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間期負担分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間期負担分を計上しております。

(3) 役員長期賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間期負担分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（退職金規程等に基づく中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(1) 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

[会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更]

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当中間会計期間の減価償却費が240千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ240千円増加しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

第14期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

- | | |
|------------------|----------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | |
| 建物附属設備 | 42,423千円 |
| 器具備品 | 36,517千円 |
| リース資産 | 494千円 |
- 2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

第14期中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

- | | |
|-----------------|---------|
| 1 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 6,923千円 |
| 無形固定資産 | 1,054千円 |
| 2 営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取利息 | 204千円 |
| 3 営業外費用のうち主要なもの | |
| 為替差損 | 4,985千円 |
| 支払利息 | 45千円 |
| 4 特別利益のうち主要なもの | |
| 固定資産受贈益 | 535千円 |
| リース解約益 | 1,235千円 |
| 5 特別損失のうち主要なもの | |
| 固定資産除却損 | 348千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

第14期中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式	9,350	-	-	9,350

(リース取引関係)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

総務部が主管するコピー機及びファックスであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額 （*）	時価	差額
(1) 現金・預金	2,139,623	2,139,623	-
(2) 未収委託者報酬	221,737	221,737	-
(3) 未収運用受託報酬	200,178	200,178	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、ならびに(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注2）長期差入保証金（中間貸借対照表計上額 61,643千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	7,732	7,988	255
合計		7,732	7,988	255

（資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

1．商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	アジア	欧州	米州	合計
439,567	20,684	137,460	29,459	627,171

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬354,598千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
アイエヌジー生命保険株式会社	393,454	資産運用業
アイエヌジー アセット マネジメント	98,937	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報）

1株当たり純資産額	223,524円31銭
1株当たり中間純利益金額	5,075円59銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	47,456千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主にかかる中間純利益	47,456千円
普通株式の期中平均株式数	9,350株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実あるいは訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託銀行

名称	資本金の額 (平成25年1月末日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年1月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
香川証券株式会社	555百万円	
かざか証券株式会社	1,000百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
山和証券株式会社	585百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三田証券株式会社	500百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	2,850百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,507百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	

(3) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成25年1月末日現在)	事業の内容
アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジアパシフィック・リミテッド(香港)	71,866,450香港ドル	香港において有価証券にかかる投資顧問業を行っています。

ING・インドネシア株式マザーファンドの投資信託約款の変更にかかる書面決議での可決を前提に、平成25年4月26日以降はアイエヌジー・インベストメント・アジアパシフィック・リミテッド(香港)に代わって、ライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドが投資顧問会社となる予定です。

2【関係業務の概要】

(1) 受託銀行

ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の取扱い等の業務を行います。

(3) 投資顧問会社

委託者から運用の権限の委託を受けてING・インドネシア株式マザーファンドの運用を行っています。

3【資本関係】

(1) 受託銀行

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

(参考情報)

<再信託会社>

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金	10,000百万円(平成25年1月末日現在)
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙に委託会社および販売会社の名称、ロゴ・マーク、ならびにINGグループのロゴ・マークを表示することがあります。

目論見書の表紙に、「追加型株式投資信託」、「追加型投信/海外/株式」、「信託期間無期限」、「自動けいぞく投資コース」、「一般コース」、「ファミリーファンド方式」等、当ファンドの性格を表示する文言を記載することがあります。

また、「アイエヌジーグループ」、「INGグループ」および「ING Group」等、INGグループを表わす文言を記載することがあります。

(2) 目論見書は電子媒体として使用されるほか、インターネット等に記載されることがあります。

(3) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。

(4) 委託会社の金融商品取引業者登録番号（関東財務局長（金商）第300号）を目論見書に記載することがあります。

(5) 目論見書に使用開始日を記載することがあります。

(6) 当ファンドの信託財産は信託法によって受託会社の固有財産との分別管理が義務付けられている旨を目論見書に記載することがあります。

(7) 当ファンドの取引に関して金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年2月8日

アイエヌジー投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているING・インドネシア株式ファンドの平成24年6月8日から平成24年12月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ING・インドネシア株式ファンドの平成24年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アイエヌジー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

アイエヌジー投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 直季 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴨下 裕嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアイエヌジー投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイエヌジー投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月6日

アイエヌジー投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松村 直季 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鴨下 裕嗣 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアイエヌジー投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アイエヌジー投信株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。